

26 川健障計第 288 号

平成 26 年 4 月 28 日

各指定同行援護事業者 代表者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長

同行援護従業者養成研修の受講状況等の調査について（照会）

日頃より、本市障害保健福祉施策に多大なる御尽力を賜り、お礼申し上げます。

さて、同行援護につきましては、平成 23 年 10 月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスとして創設されたところですが、開始から 3 年が経過し、創設当初に設けられた従業者及びサービス提供責任者の資格要件についての経過措置が、平成 26 年 9 月末をもって終了することとされています。

この度、厚生労働省から別紙のとおり、同行援護従業者養成研修の受講状況等についての調査依頼がありました。

つきましては、平成 26 年 4 月 1 日現在の貴事業所における同行援護従業者及びサービス提供責任者の状況について、別紙「記入上の留意事項」をご参照のうえ、別添の「同行援護事業所調査票」に入力のうえ、5 月 9 日（金）までに下記電子メールアドレス宛添付ファイルにてご報告くださいますようお願いいたします。

なお、ご報告いただくに当たり、従業者等の資格要件を再確認した結果、10 月以降において指定基準を満たせなくなる可能性のある事業所におかれましては、従業者に同行援護従業者養成研修を受講させるなどにより、引き続き円滑なサービス提供ができるよう、必要な対応をされるようお願いいたします。

今後、研修事業者の情報をウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載する予定にしておりますので、研修受講の参考としてください。

○回答先 E-MAIL: 35syokei@city.kawasaki.jp

○提出期限 平成 26 年 5 月 9 日（金） 必着

問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

指定・指導担当 山口 和田

FAX 044-200-3932

調査票記入上の留意事項

- 1 調査票は、エクセルファイルになっています。記入後は、電子メールに添付して、5月9日(金)までに次のアドレス宛、提出してください。

E-MAIL: 35syokei@city.kawasaki.jp

- 2 回答は、事業所ごとに行ってください。
- 3 調査票の様式は変更しないでください。
- 4 調査票には、平成26年4月1日現在の状況でお答えください。
- 5 Q1の「①同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）」の「相当する研修課程修了者」については、平成23年9月までに開講された次の研修修了者をご記入ください。

- ① 盲ろう通訳・介助員養成講習（実施：県）
- ② 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修（実施：日本盲人会連合）

- 6 Q1の②及びQ3-2の「視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者」については、平成23年9月までに開講された次の研修修了者を記入してください。

- ① 神奈川県視覚障害者ガイドヘルパー養成研修
(実施：平成18年12月～平成23年9月 指定事業者)
- ② 視覚障害者外出介護従業者養成研修
(実施：平成18年4月～平成18年9月 県・政令市・中核市・指定事業者)
- ③ 視覚障害者移動介護従業者養成研修
(実施：平成15年4月～平成18年3月 県・政令市・中核市・指定事業者)
- ④ ガイドヘルパー養成研修重度視覚障害者研修課程
(実施：平成9年5月～平成15年3月 県・政令市・指定事業者)
- ⑤ ガイドヘルパー養成研修
(実施：平成6年度～平成8年度 県)

- 7 Q1及びQ3中、「視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者」又は「1年間の実務経験を満たす者」について、同行援護等に概ね180日以上従事していることをいいます。

【参考 1 : 国事務連絡】

事 務 連 絡
平成 26 年 4 月 16 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係

同行援護従業者養成研修の受講状況等調査について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 3 月 7 日に開催しました障害保健福祉関係主管課長会議の中でもご連絡させていただきましたが、同行援護のサービス提供責任者及び従業者要件に係る経過措置につきましては、平成 26 年 9 月 30 日までとなっております。

つきましては、これらの者に対する同行援護従業者養成研修等の受講状況等を把握させていただきたいと思っておりますので、平成 26 年 4 月 1 日現在の管内指定同行援護事業所の状況を別添調査票にとりまとめの上、平成 26 年 5 月 14 日（水）までにメールにてご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(参考)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（一部抜粋）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（一部抜粋）

【提出先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課訪問サービス係（今野、小池）

T E L : 03-5253-1111（内線：3092）

F A X : 03-3591-8914

メー ル : houmon@mh.lw.go.jp

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（一部抜粋）

第一 （略）

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項

1. 通則 （略）

2. 介護給付費

(1)・(2) （略）

(3) 同行援護サービス費

①・② （略）

③ 同行援護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて

(一) 「身体介護を伴う場合」の単位を算定する場合

ア 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）ただし、初任者研修課程修了者等^{※1}及び居宅介護従業者基準第 20 号から第 22 号に掲げる者^{※2}（相当する研修課程修了者を含む。）（以下「初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者」と総称する。）にあつては、平成 26 年 9 月 30 日までの間は、研修の課程を修了したものとみなす。

イ・ウ （略）

エ 基礎研修課程修了者等^{※3} → 「所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数」（ただし、平成 26 年 9 月 30 日までの間に限る。）

※ 1 居宅介護職員初任者研修課程（相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。）

※ 2 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）（一部抜粋）

二十 この告示による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第二百九号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。）第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者

者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

二十一 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

二十二 平成十八年九月三十日において現に旧指定居宅介護等従業者基準第三号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第四号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、旧指定居宅介護等従業者基準第五号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修又はこれらの研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの

※3 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する訪問介護に関する3級課程修了者については、相当する研修課程修了者に含むものとする。）及び実務経験を有する者（平成18年3月31日において身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものをいう。）

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（一部抜粋）
第一・第二 （略）

第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

1 人員に関する基準

(1) ~ (5) （略）

(6) 指定同行援護事業所の取扱い

① （略）

② サービス提供責任者の資格要件

指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア又はイの要件を満たすものであってウの要件を満たすもの、厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号）第十号介護給付費等単位数表第 10 の 1 の注 2 の 2 の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）第 625 条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和 55 年厚生省告示第四号）第 4 条第 1 項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

ア (2) の②のアからオまでのいずれかの要件に該当するもの

イ 平成 23 年 9 月 30 日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に 3 年間従事したもの。

ウ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）（ただし、上記アに該当するものについては、平成 26 年 9 月 30 日までの間においては、当該研修課程を修了したものと見なす。）

③ 暫定的な取扱いに係る留意点

(6) の②のイの地域生活支援事業の移動支援に 3 年間従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、平成 26 年 9 月 30 日までの間に、これに該当するサービス提供責任者は (2) の②のアからオまでのいずれかの要件を満たさなければならないものであること。

【参考2】

同行援護事業所における従業者及びサービス提供責任者の資格要件等について

1 同行援護従業者の資格要件

平成26年9月30日まで	平成26年10月1日以降	備考
国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等		所定単位数を算定
同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）		所定単位数を算定
介護福祉士・実務者研修修了者・居宅介護職員初任者研修課程修了者（相当する研修課程修了者を含む。）及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者	左記の者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者。	所定単位数を算定
障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等	左記の者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者。	身体介護を伴う場合、所定単位数の100分の70を、身体介護を伴わない場合100分の90を算定

2 サービス提供責任者の資格要件

平成26年9月30日まで	平成26年10月1日以降	備考
国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等		
介護福祉士、実務者研修・介護職員基礎研修・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者又は居宅介護職員初任者研修課程修了者（3年以上介護等の業務に従事した者）等	左記の者であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者（相当する研修を修了した者を含む。）	
平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事した者		